

県外の医療機関で出産される予定の妊産婦さんへ

**「妊産婦健康診査等契約外医療機関受診費助成金交付制度」を
ご利用ください**



里帰りや仕事の都合などにより、県外の医療機関で下記の健康診査や赤ちゃんの検査を受けたときは、安曇野市から発行された受診票（または受検票）を使用して助成を受けることができません。費用は自己負担になりますが、後日申請をしていただくことで受診費用の一部について助成をします。

ただし、医療保険の適応となった検査については、自己負担分も含めて助成の対象外となりますので、ご了承ください。

1 助成の対象となる健康診査や検査

- ① 妊婦一般健康診査
- ② 産婦健康診査
- ③ 新生児聴覚検査（赤ちゃんの検査）
自動 ABR 検査または OAE 検査のいずれか 1 回（初回検査のみ）
- ④ 1 か月児健康診査（赤ちゃんの健診）

2 助成対象

妊産婦さんまたは赤ちゃんが、県外で受診をした日に、安曇野市に住民登録がある方

3 助成方法

自己負担した健診費用のうち、医療機関に支払った額と市が規定する額のいずれか少ない方の額について、申請後に償還払いをします。

4 県外の医療機関を受診するときは、次のものを医療機関に持参してください。

- (1) 実施医療機関宛の依頼文書
- (2) 母子健康手帳及び個人番号カード（健康保険証など）
- (3) 産婦健康診査の場合は安曇野市産婦健康診査受診票
- (4) 1 か月児健康診査の場合は安曇野市 1 か月児健康診査受診票

5 申請窓口

安曇野市役所 本庁舎 1 階 健康推進課（安曇野市豊科 6000 番地）

6 申請期限 出産（または出生）後6か月まで



7 申請に必要なもの

- (1) 安曇野市妊産婦健康診査等契約外医療機関受診費助成金交付申請書（実績報告書）
- (2) 補助金等交付請求書
- (3) 市が発行した各受診票や受検票
 - ① 健診結果の記載が不要のもの
妊婦一般健康診査受診票、新生児聴覚検査受検票
 - ② 健診結果の記載が必要なもの
産婦健康診査受診票、1 か月児健康診査受診票
- (4) 県外受診したことが証明できる医療機関が発行する領収書（明細書）
- (5) 母子健康手帳
- (6) 印鑑



<問い合わせ先>

安曇野市役所保健医療部
健康推進課

電話 0263-71-2471

FAX 0263-71-2328